

平成25年度東京都税制調査会

第2回 小委員会

〔法人課税に関する資料〕

平成25年7月1日

法人課税に関する資料 目次

資料名	資料番号	頁
法人課税の体系（平成25年度予算・地方財政計画計上額）	1	1
法人税率の推移	2	2
法人所得課税の実効税率の国際比較	3	3
日本再興戦略-JAPAN is BACK-（平成25年6月14日閣議決定）の抜粋	4	4
法人事業税の概要	5	5
法人事業税の沿革	6	6
法人住民税の概要	7	8
法人住民税の沿革	8	9
主要税目（地方税）の税収の推移	9	10
都税収入の推移（平成元年度～平成25年度）	10	11
都の法人事業税の推移（平成元年度～平成25年度）	11	12
法人住民税の推移（平成元年度～平成25年度）	12	13
法人二税の超過課税の状況	13	14
租税特別措置の適用状況、影響額等	14	15
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等について	15	16
法人事業税の外形標準課税の概要	16	17
現行の外形標準課税導入までの経緯	17	18
法人事業税の分割基準	18	19
地方法人特別税・地方法人特別譲与税のイメージ	19	22
平成23年度地方法人特別税、地方法人特別譲与税の各都道府県への影響実績	20	23
地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年4月法律第25号）の抜粋	21	24
所得税法等の一部を改正する法律（平成21年3月法律第13号）の抜粋	22	25
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年8月法律第68号）の抜粋	23	26

法人課税の体系（平成25年度予算・地方財政計画計上額）

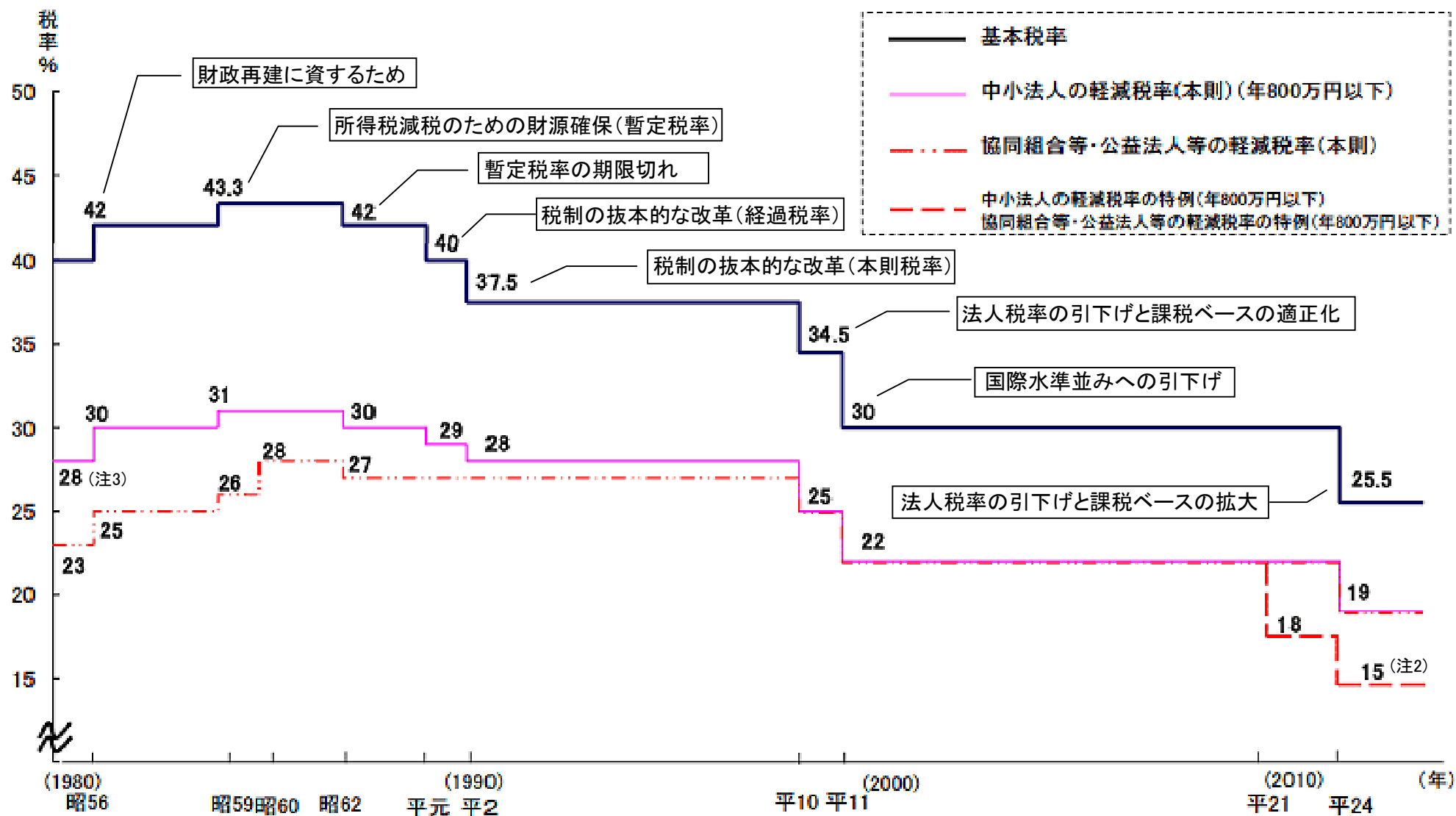
		税額	法人課税全体に 占める割合				
《法人課税総額》		152,892億円	100.0%				
＜国税＞							
法人税		87,140億円	57.0%	国の収入と なる税収			
国分(66%)		57,512億円	37.6%				
地方交付税分(34%)		29,628億円	19.4%				
地方法人特別税(国税)		17,685億円	11.6%	地方の 収入と なる 税収 95,380 億円			
＜地方税＞							
法人住民税		24,636億円	16.1%			地方の 収入と なる 税収 95,380 億円	
道府県・市町村							
道府県・均等割		1,341億円	0.9%				
道府県・法人税割		5,459億円	3.6%				
市町村・均等割		3,915億円	2.6%				
市町村・法人税割		13,921億円	9.1%				
法人事業税		23,431億円	15.3%	25.8%			
				1.4%			
				5.7%			
				4.1%			
				14.6%			
				24.6%			

注1 平成24年9月20日第1回地方法人課税のあり方等に関する検討会（総務省）資料をもとに作成。

注2 四捨五入により計が一致しないところがある。

法人税率の推移

資料 2



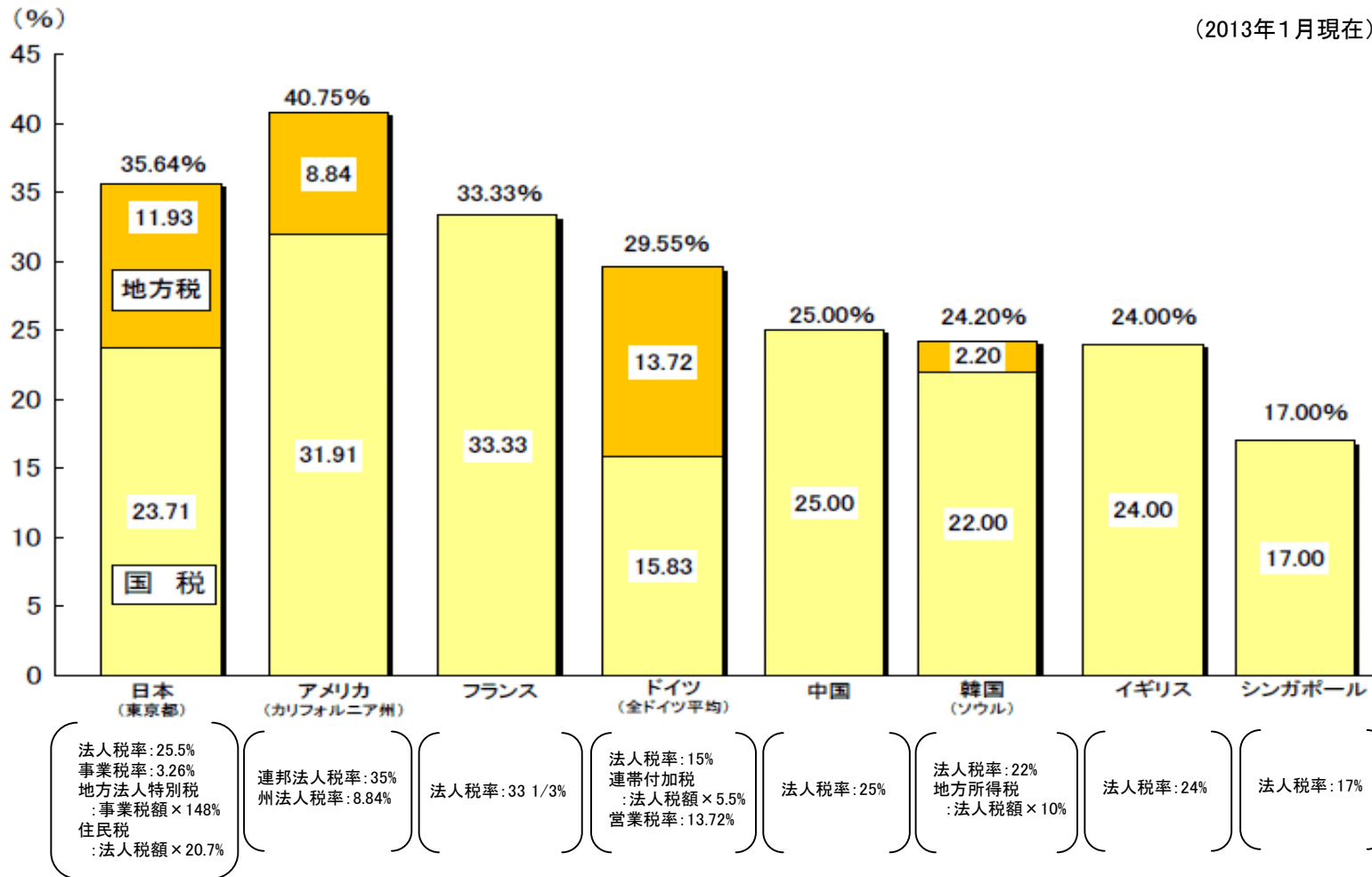
注1 財務省ホームページ等により作成。

2 平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に開始する各事業年度に適用される税率。

3 昭和56年4月1日前に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

法人所得課税の実効税率の国際比較

(2013年1月現在)



注1 財務省ホームページにより作成。
 2 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 3 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。上記に加えて、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
 4 アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
 5 イギリスにおける2013年4月からの法人税率は23%である。また、2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
 6 フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対する法人税付加税(法人税額の5%)を2012年より導入している(2年間の時限措置)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
 7 ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率39.2%(2011年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
 8 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
 9 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

日本再興戦略-JAPAN is BACK-（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）の抜粋

第 I 総論

2. 成長への道筋

(1) 民間の力を最大限引き出す

産業競争力強化の鍵を握るのはあくまでも民間である。

「第一の矢」、「第二の矢」で作ったデフレ脱却への期待を一時的なものに終わらせないためには、企業に眠る膨大な資金を将来の価値を生み出す投資へと向かわせる必要がある。

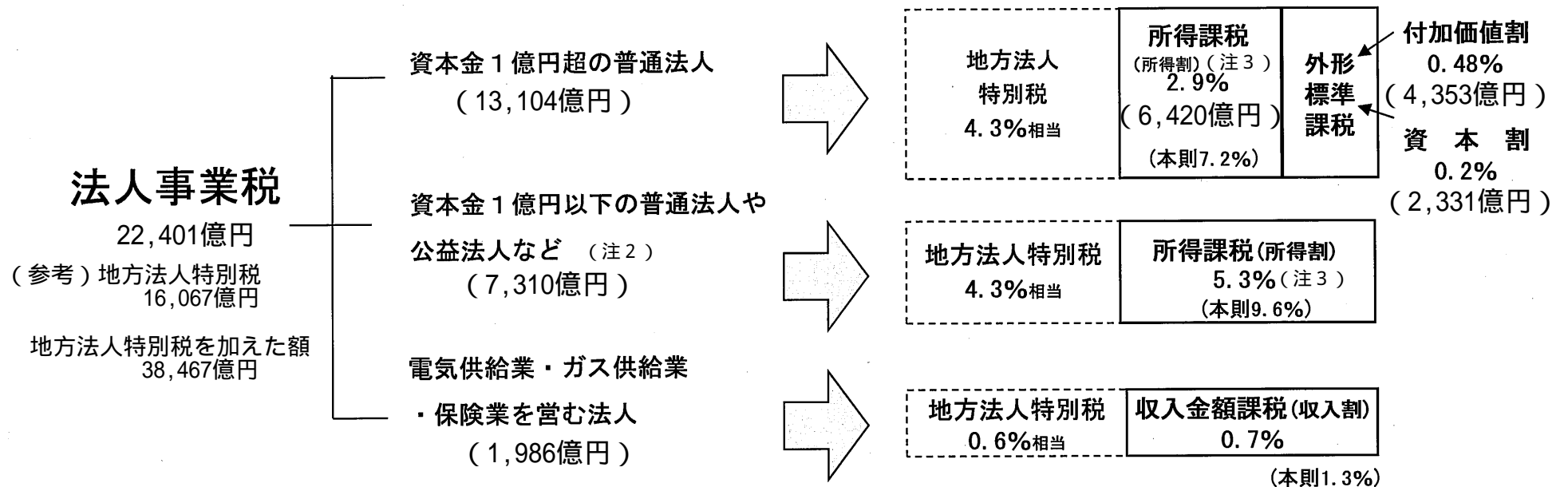
このため、政府としては、安定的なマクロ経済環境の整備や経済連携の立ち後れの解消、低コストでのエネルギー供給の実現、投資を阻害する諸規制・制度の見直しなど、我が国企業の競争条件の改善に向けて、これまで以上の強化に取り組むべきは言うまでもない。

生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。

しかしながら、実際に物事を動かすのは民間であり、企業経営者には、決断し、行動し、世界と戦う覚悟を持ってもらわなければならない。

法人事業税は、事業がその活動を行うに当たって地方団体の各種の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を分担すべきであるとの考え方に基づいて、法人の行う事業そのものを課税客体として課する税である
 (平成8年11月政府税制調査会法人課税小委員会報告)

※消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設 (平成20年10月1日以後に開始する事業年度から)



注1 総務省ホームページより作成。
 注2 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については3.6%の税率が適用される(本則6.6%)。
 注3 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。
 注4 税率は、平成20年10月1日以降のもの。
 注5 制限税率は標準税率の1.2倍。
 注6 税額は、平成23年度の課税対象法人の調定額を集計した値。
 注7 税額は、四捨五入しているため、合計額と一致しない場合がある。

法人事業税の沿革

明治11年 営業税の創設(地方税)

- ・ 地方税規則の制定により府県税とされ、明治27年には府県税収入の5分の1を占める基幹税に
- ・ 明治21年より、市町村が付加税を課税

明治29年 営業税法の公布(地方税→国税に移管)

- ・ 物品販売業等24業種に対して、資本金額、売上金額、建物賃貸価格、従業員数等の外形標準により、国が課税
- ・ 府県・市町村は付加税を課税。これ以外の小営業に対しては従前どおり府県税として課税

大正15年 課税範囲の整備

- ・ 国税の営業税を営業収益税に組換え。法人及び個人の物品販売業等19業種に対し、純益を課税標準として課税
- ・ 府県は付加税を課すとともに、営業収益税の対象とならない理髪業等11業種及び免税点以下の小営業に営業の純益又は営業の収入金額、資本金額、営業用建物の賃貸価格若しくは従業者数を標準として、又は定額をもって営業税を課税

昭和15年 新営業税の創設

- ・ 抜本的税制改正により、国税の営業収益税と地方税の営業税を統合し、新たに法人のすべての営業及び個人の物品販売業等28業種の営業に対して純益を課税標準として課税する営業税(国税)を創設
- ・ 収入額はすべて地方分与税中の還付税として、徴収地の道府県に還付
- ・ 道府県・市町村は附加税を課税

昭和22年 営業税の地方税化(国税→地方税に移管)

- ・ 国税としての営業税を廃止し、道府県の独立税に再編
- ・ 法人及び個人の営業に対し、法人については純益を課税標準として課税
- ・ 市町村は附加税を課税

昭和23年 営業税の廃止、事業税の創設

- ・ 道府県が法人及び個人が行う事業に対して所得を課税標準として課税する事業税の創設
- ・ 市町村は同率の附加税を課す

昭和25年 シャウプ勧告による附加価値税の創設(昭和27年施行予定→延期)

- ・ 都道府県が企業にある種の税を課することは正当である。というのは、事業および労働者がその地方に存在するために必要となつて来る都道府県施策の経費支払を事業とその顧客が、援助することは当然だからである
- ・ 最善の解決方法は、単に利益だけでなく、利益と利子、賃貸料および給与支払額の合計に課税標準を拡張してこれに税率を適用することである
(昭和24年8月「シャウプ使節団日本税制報告書」)

昭和29年 附加価値税の廃止、事業税の創設(恒久化)

- ・ 赤字事業に対する課税への反発等のため、附加価値税は一度も実施されることなく廃止
- ・ 附加価値税に代え、従来の事業税と特別所得税(※)を統合し、恒久的な制度として事業税を創設
※業務所又は事務所を設けて個人が行う医業、弁護士業、理容業等の特定の業務に対し、所得を課税標準として課税
税率：12% (年50万円を超える所得)

平成10年 税率の引き下げ・課税ベースの適正化(税率1.0%↓)

平成11年 税率の引き下げ(恒久的な減税)(税率1.4%↓)

平成16年 外形標準課税の導入(対象法人の所得割の税率2.4%↓)

平成20年 地方法人特別税の創設

法人住民税の概要

法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるため課する税である

(平成8年11月政府税制調査会法人課税小委員会報告)

法人住民税

均等割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税: 2~80万円(制限税率なし)
市町村民税: 5~300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県: 1,464億円 市町村: 4,130億円

[税収]

都道府県: 7,855億円
市町村: 20,107億円
合計: 27,962億円

法人税割 法人税額に応じた負担を求めるもの

[課税標準] 法人税額又は個別帰属法人税額

[税率] 道府県民税: 法人税額の5% [法人所得の1.275%相当] (制限税率6%)
市町村民税: 法人税額の12.3% [法人所得の3.1365%相当]
(制限税率14.7%)

[税収] 都道府県: 6,391億円 市町村: 15,978億円

注1 平成25年度地方税に関する参考計数資料(総務省)等より作成。
注2 税収は平成23年度決算額である。

昭和25年 シャウプ勧告（法人を住民税の課税対象から除外）

- 法人は住民税を課されるべきでない。株主は住民税のうちの所得的要素によって、配当を受取るとき、または、その株式を売却して譲渡所得を実現するときに課税を受けるであろう。

昭和26年 法人市町村民税を創設

- 法人に対して市町村民税を課税する理由は、法人に対して応益的な見地から附加価値税を課税するのと考え方を一にするものである。法人は企業活動の成果如何にかかわらず土地に対しては地代を、建物に対しては家賃を、資本に対しては利子を、経営に対しては利潤を、労働に対しては賃銀を支払わなければならないと同様に道府県から与えられた利便に対しては附加価値税を納付しなければならない。これと全く同じく法人が市町村にあって事業を行っている以上は必ず市町村の施設の恩恵に浴している筈である。
- 法人に対して、法人税割を課税することにしたのは、法人の利益を個人の段階で把握するよりも、法人税と同様に、「株主の持分に対する大雑把な源泉徴収の一形態」たる法人税割の形式によって課税することが徴収技術上便宜であると考えられたからである。
(地方財政委員会事務局松島五郎・岡田純夫「改正市町村民税解説」)

昭和29年 法人道府県民税を創設

- シャウプ税制によつて一旦廃止された道府県民税を復活することとした理由は、道府県に対し住民が普遍的に負担を分任する税種を与えようとする点にある。
- 市町村民税の法人税割は、市町村間におけるいわゆる偏在の現象が甚しいという意味においても、又その収入が年度間において激変するという意味においても、むしろその一部を道府県税に移す方が合理的であるので、このような措置が採られたのである。
(昭和29年「改正地方税詳解」)

昭和40,41年 税率の引き上げ（法人税率の引き下げに伴う法人税割の減収を回避するため）

昭和45年

法人道府県民税と法人市町村民税の税率調整（都市の税源の充実のため）

（市町村民税法人税割 0.2% ↑、道府県民税法人税割 0.2% ↓）

昭和49年

税率の引き上げに伴う税率調整（都市の税源の充実のため）

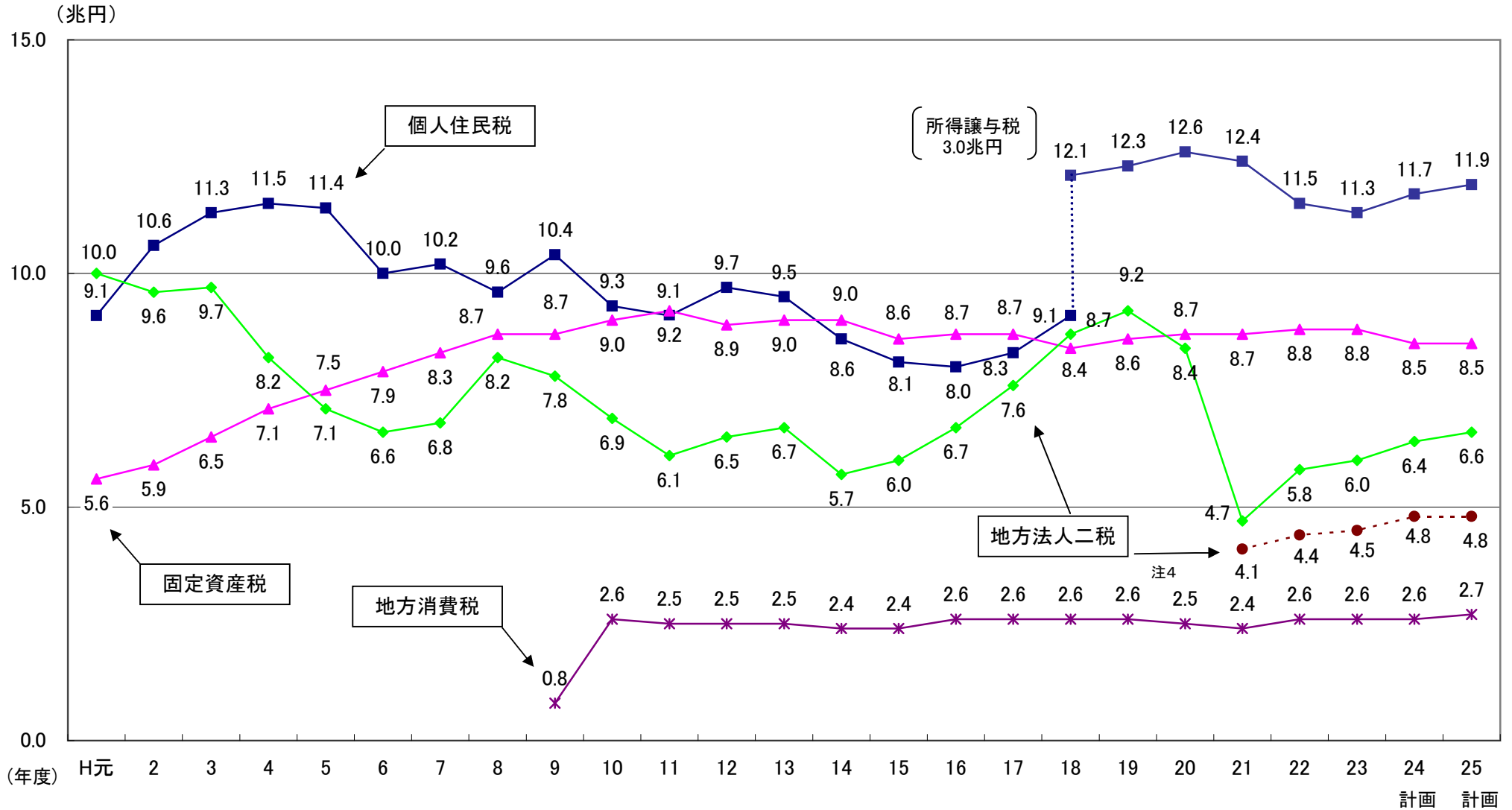
（標準税率を2.6%引き上げ。うち市町村民税法人税割 3% ↑、道府県民税法人税割 0.4% ↓）

昭和56年

税率調整（市町村の税源の充実のため）

（市町村民税法人税割 0.2% ↑、道府県民税法人税割 0.2% ↓）

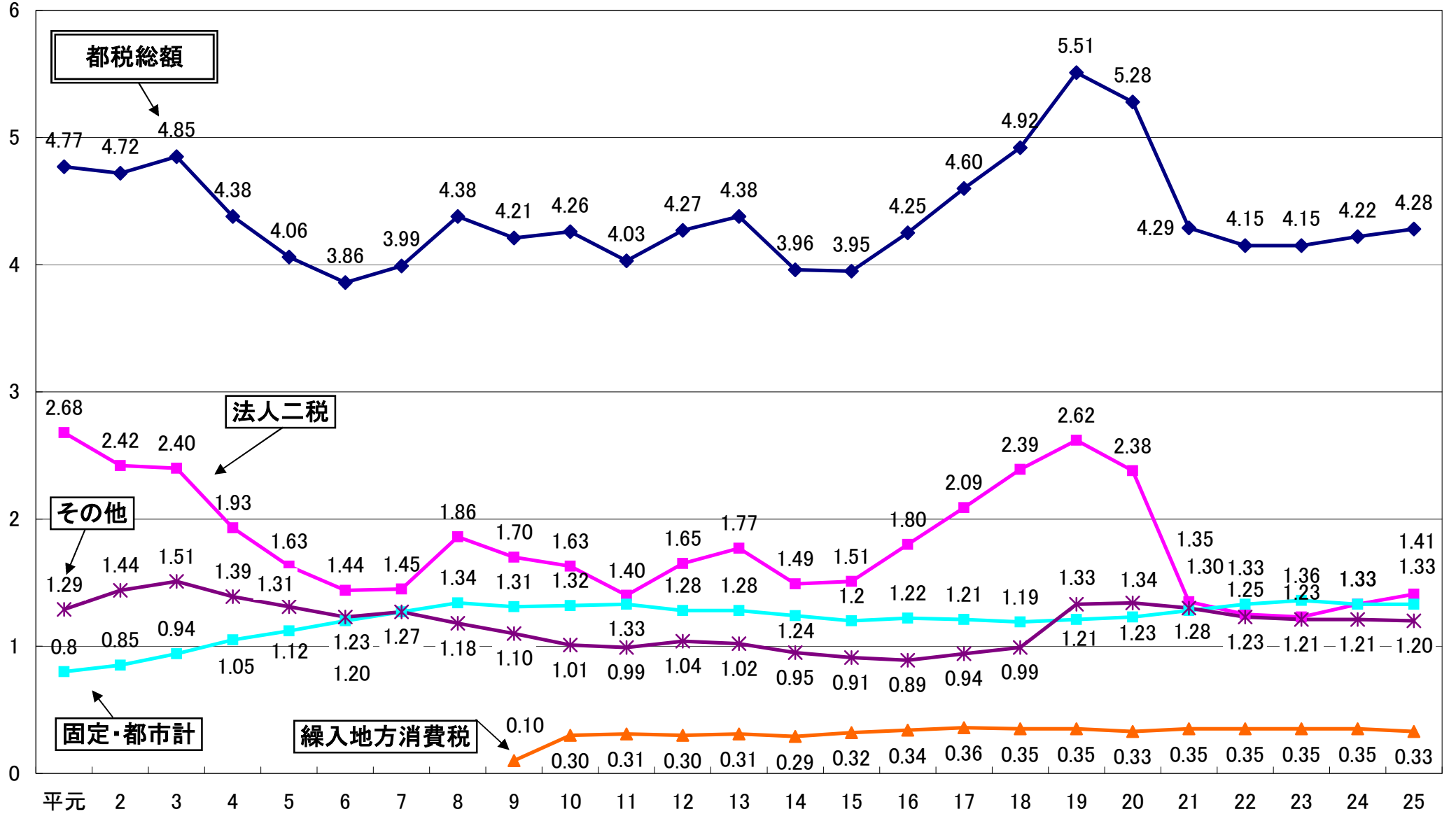
主要税目(地方税)の税収の推移



注1 総務省ホームページ「地方税収等の状況」等から作成。
 注2 平成23年度までは決算額、24年度、25年度は地方財政計画額である。
 注3 計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
 注4 地方法人二税の『・・・・・・』については、更に地方法人特別譲与税を除いたもの。

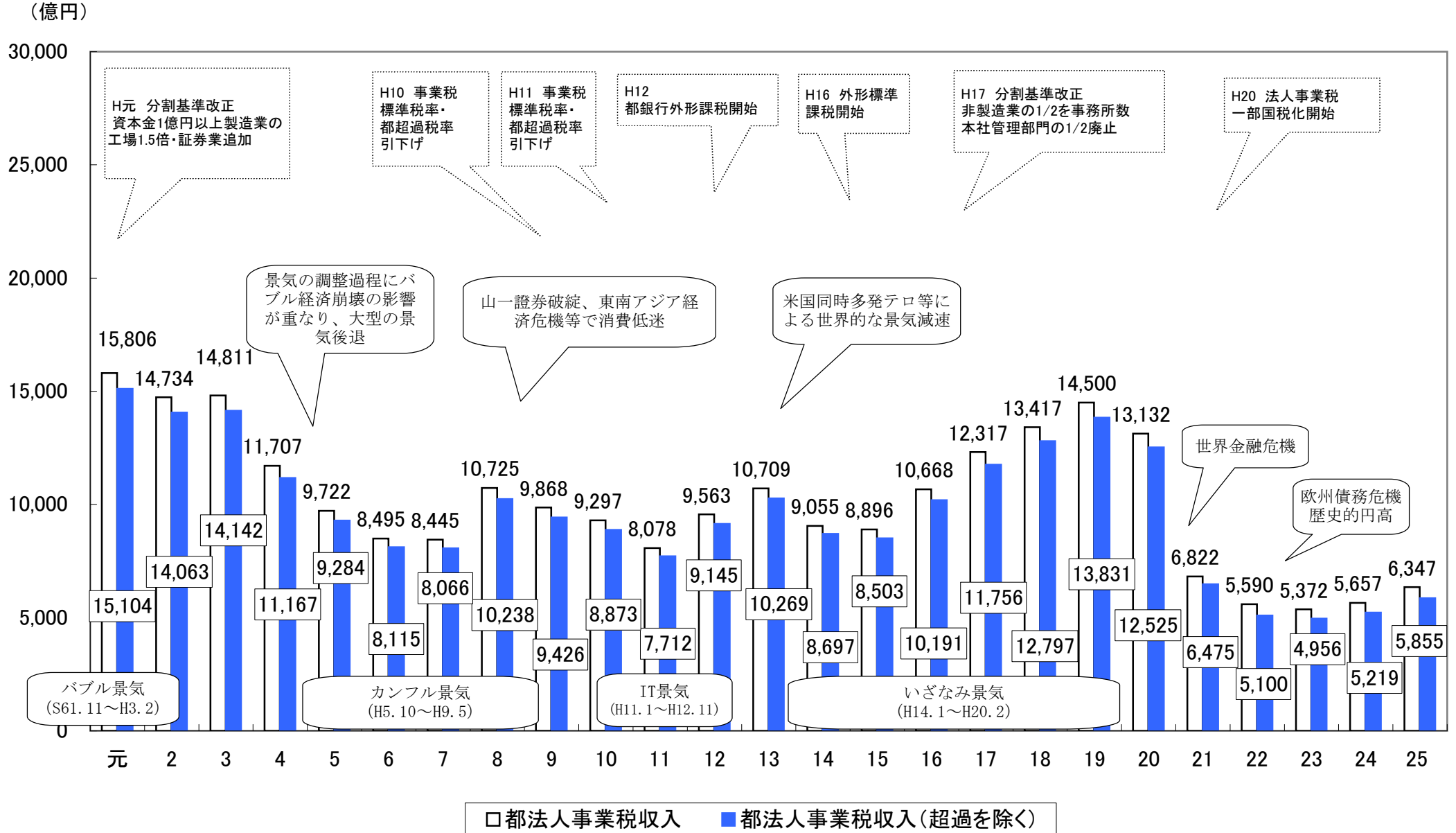
都税収入の推移(平成元年度～平成25年度)

(単位:兆円)



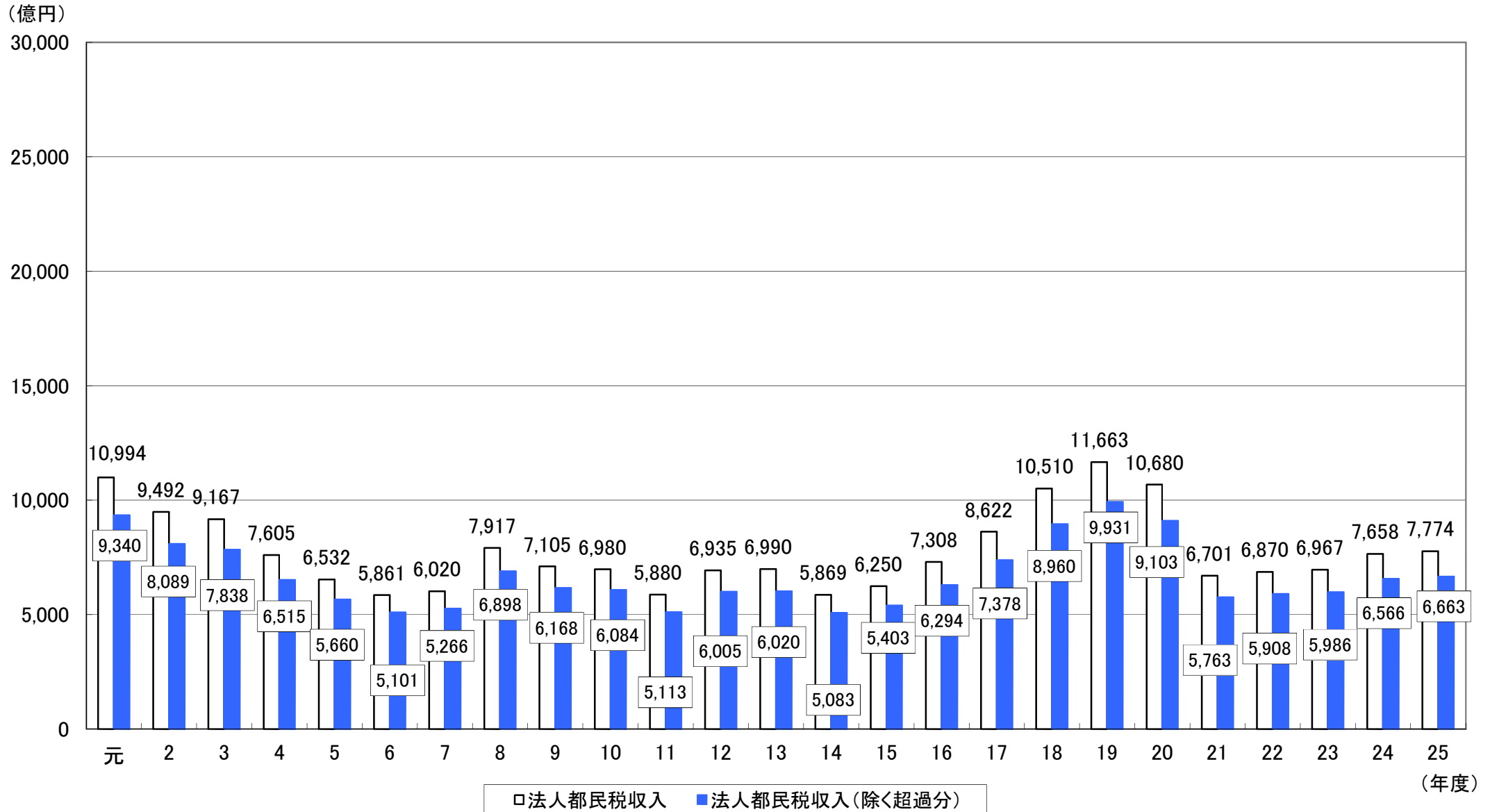
注 平成23年度までは決算額、平成24年度は補正後予算額、平成25年度は当初予算額である。
端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

都の法人事業税の推移(平成元年度～平成25年度)



注 平成23年度までは決算額、24年度は補正後予算額、25年度当初予算額である。

法人住民税の推移(平成元年度～平成25年度)



注 平成23年度までは決算額、24年度は補正後予算額、25年度は当初予算額である。

法人二税の超過課税の状況

1 超過課税実施団体数（平成23年4月1日現在）

○ 都道府県
〈道府県民税〉

法人均等割 31団体

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

法人税割 46団体

〔静岡県を除く46都道府県〕

〈法人事業税〉 8団体

〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕

○ 市町村
〈市町村民税〉

法人均等割 402団体

法人税割 1,004団体

2 超過課税の規模（平成23年度決算）

（単位：億円）

道府県税		
道府県民税	法人均等割	93.7
	法人税割	859.9
法人事業税		910.5
その他道府県税		210.1
道府県税計		2,074.1
市町村税		
市町村民税	法人均等割	154.2
	法人税割	2,108.5
その他市町村税		382.0
市町村税計		2,644.7
法人二税合計		4,126.8
超過課税合計		4,718.8

注1 平成25年度地方税に関する参考計数資料（総務省）等より作成。

注2 四捨五入しているため、合計と数字が一致しない場合がある。

租税特別措置の適用状況、影響額等

法人税関係特別措置の種類ごとの適用状況

単体法人における法人税関係特別措置の主な種類ごとの適用件数及び適用額は、以下のとおりである。

種 類	措 置 数	適用件数	適 用 額
軽減税率	2	677,595	軽減対象所得金額 24,016 億円
税額控除	13	35,186	税額控除額 2,830 億円
特別償却	31	28,380	特別償却限度額等 3,995 億円
準備金等	13	11,559	損金算入額等 13,275 億円

注 1 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第183回国会提出）」（財務省）により作成。

2 この報告書は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了した事業年度において適用を受けた特別措置について、結果を取りまとめたものである。

税目	種類	税負担軽減措置等の数	適用額の総額 (注3)
個人事業税	課税標準 (所得)	1	13,360億円
法人事業税	課税標準 (資本金等の額)	10	38,270億円
	課税標準 (収入金額)	4	259億円
	課税標準 (所得)	1	7,533億円
	税額	2	18億円
不動産取得税	課税標準 (不動産の価格)	36	69,141億円
	税額	22	1,123億円
自動車取得税	課税標準 (自動車の取得価額)	1	473億円
	税額	5	2,343億円
軽油引取税	税額	1	913億円
自動車税	税額	1	75億円
鉱区税	税額	1	0.6億円
狩猟税	税額	3	0.1億円
個人住民税	税額	1	133億円
固定資産税	課税標準 (固定資産の価格)	88	75,392億円
	税額	14	1,354億円
事業所税	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	25	4,150万㎡ 〔249億円〕 (注4)
	課税標準 (従業者給与総額 (千円))	(10) (注5)	6,230億円
都市計画税	課税標準 (固定資産の価格)	30	10,490億円
	税額	3	0.1億円


注1 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第183回国会提出）」（総務省）より作成。

2 上の表の内容は、平成23年度の地方税の税負担軽減措置等の状況及び国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等の状況についてまとめたものである。

3 適用額の総額は、1億円未満は四捨五入している。ただし、適用額の総額が1億円に満たない場合は0.1億円未満を四捨五入している。

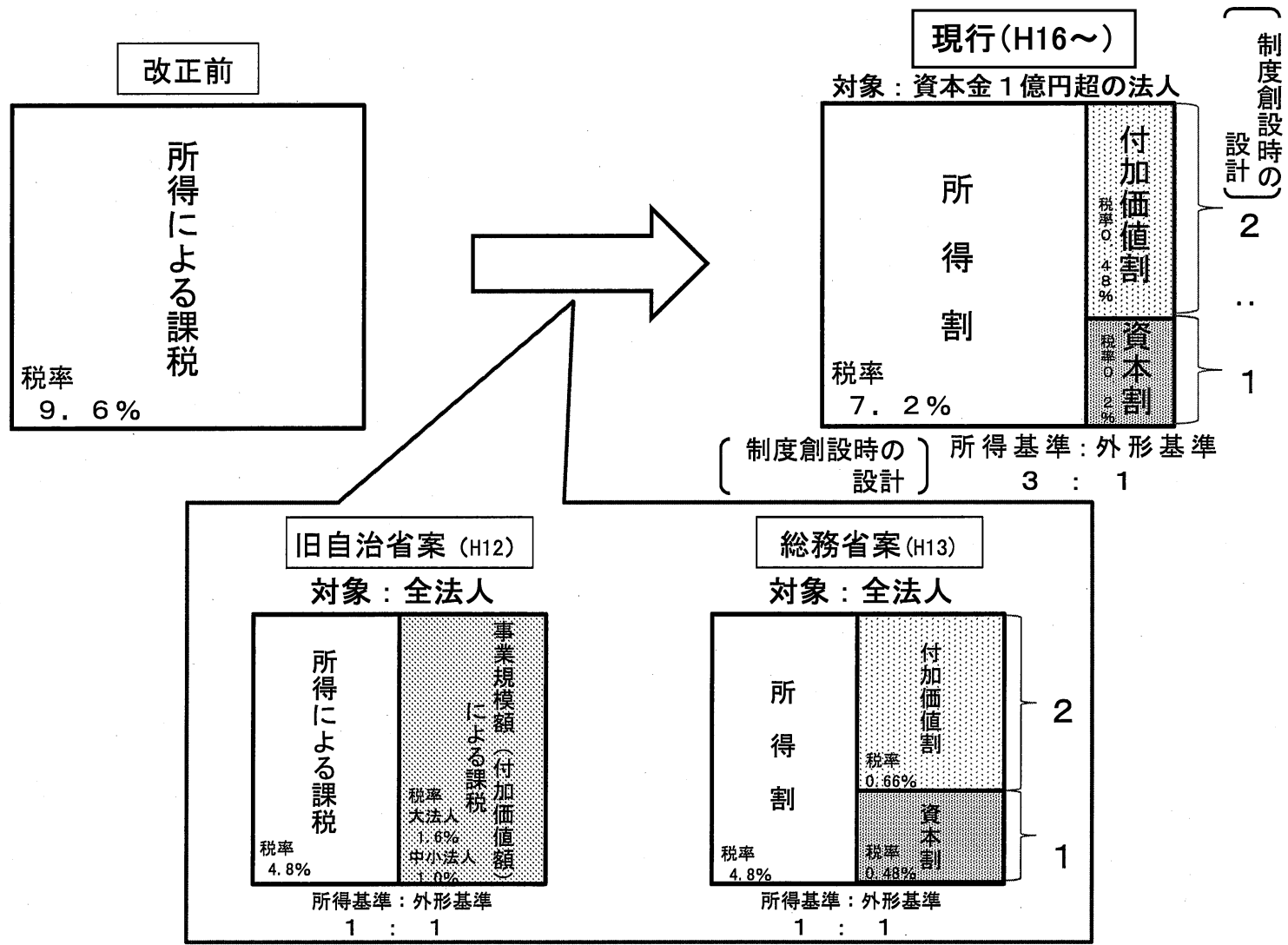
4 [] 内の数値は、課税標準（事業所床面積（㎡））に600円/㎡の税率を乗じたものである。

5 事業所税の下段の税負担軽減措置等は、上段の税負担軽減措置等と同一の条文で規定している。

<p>対 象</p>	<p>資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人 (収入金額課税法人・公益法人・特別法人等を除く)</p>																
<p>課税方式</p>	<div style="text-align: center;"> <p>所得基準 (3 / 4) 外形基準 (1 / 4)</p>  <p>2 : 1 (2/12 : 1/12)</p> </div> <p>注1 付加価値割＝収益配分額±単年度損益 * ただし、収益配分額(＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料)に占める報酬給与額の割合が70%を超える場合は、70%を限度</p> <p>注2 資本割の特例 1,000億円超5,000億円以下の部分 … 50%に圧縮 5,000億円超1兆円以下の部分 … 25%に圧縮 (資本金等の額が1兆円超の場合には1兆円とみなす)</p>																
<p>標準税率</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">※【暫定措置実施期間の税率】</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="text-align: center;">〔都の税率〕</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td style="text-align: center;">7.2 % 【2.9%】</td> <td></td> <td style="text-align: center;">7.56 % 【3.26%】</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td style="text-align: center;">0.48% 【0.48%】</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.504% 【0.504%】</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td style="text-align: center;">0.2 % 【0.2%】</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.21 % 【0.21%】</td> </tr> </table>		※【暫定措置実施期間の税率】	{	〔都の税率〕	所得割	7.2 % 【2.9%】		7.56 % 【3.26%】	付加価値割	0.48% 【0.48%】		0.504% 【0.504%】	資本割	0.2 % 【0.2%】		0.21 % 【0.21%】
	※【暫定措置実施期間の税率】	{	〔都の税率〕														
所得割	7.2 % 【2.9%】		7.56 % 【3.26%】														
付加価値割	0.48% 【0.48%】		0.504% 【0.504%】														
資本割	0.2 % 【0.2%】		0.21 % 【0.21%】														
<p>徴収猶予</p>	<p>赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の法人を対象とする徴収猶予制度あり</p>																
<p>特例の取り扱い</p>	<p>外形標準課税の対象法人は、地方税法第72条の24の4(条例による外形課税の特例)の適用対象外</p>																
<p>適用期日</p>	<p>平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から適用</p>																

※ 平成20年度税制改正により、暫定措置として法人事業税の一部国税化が実施され、標準税率が引き下げられた。

現行の外形標準課税導入までの経緯



注 平成24年10月23日 第2回地方法人課税のあり方等に関する検討会（総務省）資料により作成。

法人事業税の分割基準

◎ 分割基準とは

法人事業税は事務所または事業所が所在する都道府県において課される。複数の都道府県に事務所または事業所を有する法人は、課税標準の総額を一定の基準で分割して関係地方団体ごとの分割課税標準額・税額を算定する。この一定の基準を分割基準という。法人事業税の分割基準は、法人の業種によって異なるものを使用している。なお、法人住民税法人税割の分割基準については従業者数を使用している。

◎ 法人事業税の分割基準改正の経緯

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S42年度 (1967年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)
非製造業	従業者 の数	1/2を事務 所の数 他の1/2を 従業者の数	資本金1億 円以上の法 人の本社管 理部門の従 業者数につ いては1/2	各月の延 従業者の 数を期末 現在の 従業者の 数とした	資本金が 1億円以 上の法人 の本社管 理部門の 従業者数 につ いては1/2			証券業が追 加された	1/2を事務 所の数 1/2を従業 者の数
銀行業 保険業 証券業									※本社管理 部門の従 業者数1/2 措置は廃止
製造業								資本金1億 円以上の法 人の工場の 従業者数に ついては1.5 倍	本社管理部 門の従業者 数1/2措置 は廃止
鉄道業 軌道業	1/2を 固定資産 の価額 他の1/2 を従業者 の数	軌道の延長 キロメー トル数							
ガス供給業 倉庫業		固定資産 の価額							
電気供給業						1/2を発電所 の固定資産 の価額 他の1/2を固 定資産の価 額	3/4を発電 所の固定資 産の価額 他の1/4を 固定資産の 価額		

◎ 法人事業税の分割基準見直しの経緯

昭和26年

- 従来は通達によって地方団体の条例又は規則により定められてきた分割基準を法律に明定
- 製造業、電気・ガス供給業等では「固定資産の価額」と「従業者数」の2つの基準、その他の事業にあつては、「従業者の給与額」によって分割
- 企業の活動量をより適切に表す指標として「従業者の給与額」を「従業者数」に改正

昭和29年

- 従業者数で分割することを原則としつつ、企業の活動量をより適切に表す指標として、電気・ガス供給業及び倉庫業は「固定資産の価額」、地方鉄道事業及び軌道事業は「軌道の延長キロメートル」、銀行業及び保険業は2分の1を「事業所数」、2分の1を「従業者数」とした

昭和37年

- 技術革新に基づく機械化、自動化の傾向が著しいために、製造業においては現業部門の従業員が急激に減少し、税収が本社等管理部門を有する府県に集中する傾向があるといわれたことから、実際上の効果から考え、製造業の資本金1億円以上の法人に限り「本社管理部門の従業者数」を2分の1と計算することとした

昭和42年

- 従前、従業者数については、月ごとの異動を反映させるために「各月の末日現在の従業者数」の合計額によっていたが、計算等が煩雑であることから、原則として「各事業年度の末日現在における従業者数」によることとし簡素化

昭和45年

- 企業の管理中枢機能が本社に集中する傾向が製造業のみならずすべての業種に及びつつある傾向にかんがみ、製造業以外の事業を行う法人で従業者数を分割基準とするものについても、「本社管理部門の従業者数」を2分の1として算定することとし、分割基準の合理化を図った

昭和47年

- 電気供給業について、発電所がその事業活動の根幹をなし、事業収入は発電所の活動に負うところが極めて大きく、発電所の事業活動と所在道府県から受ける行政サービスが密接であることから、2分の1を「発電所の固定資産の価額」、2分の1を「その他の固定資産の価額」とした

昭和57年

- 昭和47年改正と同様、発電所の事業活動をより重視し、4分の3を「発電所の固定資産の価額」、4分の1を「その他の固定資産の価額」とした

平成元年

- 証券会社における貯蓄性商品の取り扱い等に伴う証券投資の大衆化や銀行における公共債の窓販業務などの証券業務の拡大を背景に、証券業と銀行業の業務形態が近接してきたことに鑑み、証券会社の分割基準を銀行業と同様、2分の1を「事務所数」、2分の1を「従業者数」とした
- 経済のサービス化を背景に企業の合理化が進み、OA化、FA化が着実に進展、また工場においては自動組立装置、NC工作機械、産業用ロボット等の導入が進み、製造業の就業構造に大きな変化が見られ、工場の従業者数が大幅に減少、これに対し、本支店の従業者数は大幅に増加したことから、「資本金1億円以上の製造業の工場従業者数」を1.5倍とした

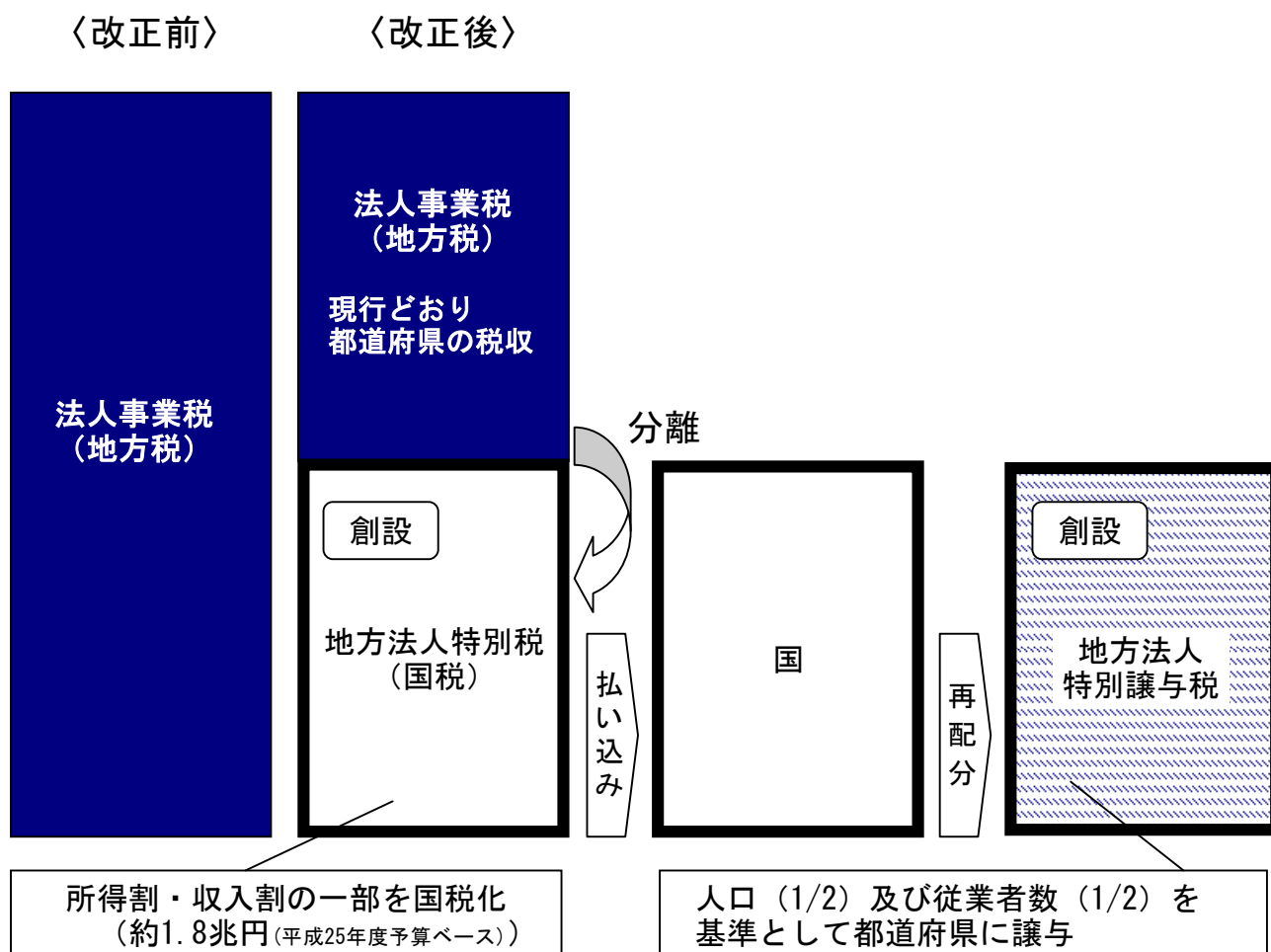
平成17年

- 法人は効率化・高付加価値化を追求するため、IT化、アウトソーシング化、ネットワーク化等を進めている。言い換えると、マンパワーに依存せず、むしろ店舗立地戦略、ネットワーク戦略等を重視しており、従業者を減らす方向にあることから、従業者数だけで事業活動の規模を表すことが難しくなっている
- 宅配業のネットワーク戦略や小売業の店舗戦略など、事務所等数が事業活動を支える要素として重要となっていることに鑑み、非製造業の分割基準について2分の1を「事務所数」、2分の1を「従業者数」とした
- また、法人における管理部門の形態が、事業部制や分社化の導入、アウトソーシングの活用等で多様化・分散化しつつあること、事業所数基準の導入と趣旨が重複すること等から、管理部門の従業者数の圧縮措置の意義・効果が乏しくなったため、「本社管理部門の従業者数」を2分の1とする圧縮措置は、廃止した
- 総務省が見直しによる影響額の試算を各都道府県に依頼した結果、東京都で約600億円、大阪府で約80億円の減収となり、その他の道府県では増収と見込まれた

(各年「改正地方税制詳解」等による)

注 平成24年10月23日 第2回地方法人課税のあり方等に関する検討会(総務省)資料、東京都主税局ホームページにより作成。

[基本的仕組み（全国ベース）]



[都への影響額等]

(単位：億円)

	法人事業税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 A + B = C
21年度	△2,140	791	△1,349
22年度	△3,601	1,748	△1,853
23年度	△3,655	1,991	△1,664
24年度	△3,982	2,808	△1,174
25年度	△4,537	2,790	△1,747

- 注1 20年度（初年度）における法人事業税の減収額は△163百万円。
- 2 24年度は24補正後予算ベース及び25年度は25当初予算ベース。
- 3 25年度の地方法人特別譲与税2,790億円には譲与加算額475億円が含まれる。ただし、加算額は東京都主税局税制部で算出した数字であり、実際とは異なる場合がある。

平成23年度地方法人特別税、地方法人特別譲与税の各都道府県への影響実績

※地方法人特別税は、平成23年2月から平成24年1月までに国に払い込まれた額。

※地方法人特別譲与税は、平成23年度5月、8月、11月、2月期の譲与額の合計。（東京都は加算額46億円を含む。）

（単位：億円）

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
北海道	431	643	212
青森県	90	158	68
岩手県	88	155	67
宮城県	234	279	44
秋田県	67	127	60
山形県	82	139	57
福島県	201	239	38
茨城県	338	346	8
栃木県	225	240	15
群馬県	219	242	23
埼玉県	574	770	196
千葉県	541	651	110
東京都	3,502	1,991	▲ 1,510
神奈川県	905	991	86
新潟県	261	287	26
富山県	132	137	5
石川県	143	145	3
福井県	131	100	▲ 31
山梨県	137	103	▲ 34
長野県	197	260	63
岐阜県	224	247	23
静岡県	492	463	▲ 29
愛知県	1,055	933	▲ 121
三重県	223	221	▲ 2

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
滋賀県	204	166	▲ 38
京都府	310	314	4
大阪府	1,296	1,130	▲ 166
兵庫県	557	635	78
奈良県	75	145	71
和歌山県	82	114	32
鳥取県	46	69	23
島根県	65	86	20
岡山県	209	228	18
広島県	344	348	5
山口県	158	170	13
徳島県	105	91	▲ 14
香川県	125	121	▲ 5
愛媛県	158	167	9
高知県	46	87	40
福岡県	425	600	175
佐賀県	86	100	14
長崎県	109	163	54
熊本県	136	206	70
大分県	100	140	40
宮崎県	88	130	42
鹿児島県	113	196	83
沖縄県	99	155	56
合計	15,427	15,427	0

注1 地方税財政制度研究会「中間論点整理(概要)」(平成25年4月22日 全国知事会議 資料)により作成。

注2 地方法人特別譲与税額は、各都道府県の人口(8月譲与分まではH17国勢調査、11月譲与分からはH22国勢調査)及び従業者数(5月譲与分はH18事業所企業統計調査、8月譲与分からはH21経済センサス基礎調査)で按分。

注3 四捨五入により計が一致しないところがある。

地方法人特別税等に関する暫定措置法 (平成 20 年 4 月法律第 25 号) の抜粋

(趣旨)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

所得税法等の一部を改正する法律
(平成 21 年 3 月法律第 13 号) の抜粋

(附則)

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律

(平成 24 年 8 月法律第 68 号) の抜粋

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。